1201

一般社団法人日本原子力学会

ダイバーシティ推進委員会規程

2021年9月28日　第3回理事会承認

（目的）

第１条　本規程は，組織規程（0103）第３条により規定されたダイバーシティ推進委員会（以下，「委員会」という）の組織・運営を定めることを目的とする。

（任務）

第２条　委員会は，次に掲げる事項について審議および連絡調整をする。

（１）ダイバーシティ推進（人材の多様化，キャリアの多様化，働き方の多様化，学会提供サービスの多様化等）の企画，運営に関する事項

（２）「男女共同参画学協会連絡会」の事業，国内学協会とのダイバーシティ推進事業に関する事項

（３）各国の原子力関連学会とのダイバーシティ推進事業に関する事項

（４）（１）から（３）にかかわる調査研究，研究発表および広報・情報収集等の活動に関する事項

（５）原子力・放射線関係分野におけるダイバーシティ推進への貢献に対する表彰

（６）その他任務を達成するための必要な事項

（組織）

第３条　委員会は，次に掲げるメンバーをもって組織する。

（１）委員

（２）特別委員

２　委員会には委員長1名，副委員長1名，幹事1名をおく。

３　委員は，ダイバーシティ推進に関連する理事および理事以外であって，ダイバーシティ推進に知見を有するものとする。

４　特別委員は，理事若干名とする。

第４条　委員会の円滑な運営を図るため，幹事会をおくことができる。委員会の下には，小委員会，WG，タスク等をおくことができる。

２　幹事会，小委員会，WG，タスク等のメンバーは委員会で決定し，委員長が委嘱する。

（任期）

第５条　第３条第１項の委員の任期は3年とし，再任を妨げない。委員会メンバーが理事の場合は，職務としての任期とする。ただし，任期途中に交代した委員会メンバーの任期は，前任者の残任期間とする。

（委員長）

第６条　委員長は，委員のうちから会長が委嘱する。

２　委員長は，委員会を招集し，会務を総括する。

３　委員長は，議案に関し関係する理事と必要に応じ情報の共有を図る。

（副委員長）

第７条　副委員長は，委員のうちから委員長が指名する。

２　副委員長は，委員長を補佐し，委員長に事故あるとき，その職務を代行する。

（幹事）

第８条　幹事は，委員のうちから委員長が指名する。

２　幹事は，委員長，副委員長を補佐して会務を整理する。

（委員）

第９条　委員は，会長が委嘱する。

２　委員は，会務を処理する。

３　委員会に設置される幹事会，小委員会，WG，タスク等のメンバーは委員会で決定し，委員長が委嘱する。

（特別委員）

第10条　特別委員は，会長が指名する。

２　特別委員は，委員会の議事に参加する。

（議事）

第11条　委員会の議事は，特別委員を除く委員総数の3分の1以上の出席により成立する。委員会メンバーの出席者の過半数をもって決し，可否同数のときは，議長の決するところによる。

２　緊急もしくは委員会が定足に達せず不成立の場合は，別に定めるメール審議により議事することができる。

（代理者）

第12条　第３条の委員のうち，理事が委員の場合，ほかの理事を代理出席させることができる。

２　前頁以外の委員の代理出席是非については，委員長の判断とする。

（委員および特別委員以外の者の出席）

第13条　委員会が必要と認めたときは，委員会に委員および特別委員以外の者の出席を求め，説明または意見を聴くことができる。

（議事録）

第14条　委員会の議事録は，幹事が作成し，議案ならびに議事経過の概要，決議の主文等を記載して，委員会の承認を経て保存しなければならない。

（理事会への報告）

第15条　委員会の議決事項は，委員長もしくは委員となっている理事が，理事会に報告するものとする。

（改定）

第16条　本規程の改定は，ダイバーシティ推進委員会が起案し，理事会の承認を得るものとする。

（雑則）

第17条　この規程に定めるもののほか，委員会の運営に関し必要な事項は，委員会が別に定める。

附則

１　平成19年3月20日　第486回理事会制定，同日施行

２　改定履歴

1. 平成23年3月22日　第515回理事会承認
2. 委員会名を男女共同参画委員会からダイバーシティ推進委員会へ変更　平成29年3月2日　第2回男女共同参画委員会起案，平成29年3月21日　第7回理事会承認
3. 2021年8月19日　第1回ダイバーシティ推進委員会起案，2021年9月28日　第3回理事会承認

附則

１　平成23年3月22日改定の規程は，平成23年4月1日から施行する。

２　平成29年3月21日改定の規程は，理事会承認の日から施行する。

４　2021年9月28日改定の規程は，理事会承認の日から施行する。